

アゼルバイジャンにおける新型コロナウイルス関連情報（3月12日）

1 ポイント

- 首相府コロナウイルス予防・対策本部発表（3月12日午後5時40分）
 - ・アゼルバイジャン国内での感染拡大を防ぐべく、45日間にわたりASANビザポータルでの査証発給を停止する。アゼルバイジャンへの訪問を希望する外国人は、各国のアゼルバイジャン大使館ないし総領事館に査証申請をすること。
 - ・アゼルバイジャンを訪問する外国人は、各自の健康状態によっては、14日間の隔離措置を受けるか、14日間の自宅待機の要請対象となる。外国人も感染検査テストを受ける。
- 12日現在、アゼルバイジャンにおける感染者数の累計は15人となっています。

2 本文

(1)首相府コロナウイルス予防・対策本部は、「45日間にわたりASANビザポータルでの査証発給を停止する。アゼルバイジャンへの訪問を希望する外国人は、各国のアゼルバイジャン大使館ないし総領事館に査証申請をすること」と発表しました（この措置がいつから導入されるのかは現在確認中）。

日本人はこれまで空港でアライバル・ビザを取得できていましたが、今後、アゼルバイジャン訪問を希望される方は、日本国内若しくはいずれかの国に所在するアゼルバイジャン大使館等で事前に査証を取得する必要があります。その際、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する医療証明書の提出を求められます（詳しくは駐日アゼルバイジャン大使館（<http://tokyo.mfa.gov.az/jp>）等にお問い合わせください）。

(2) また、同本部は「アゼルバイジャンを訪問する外国人は、健康状態によっては、14日間の隔離措置を受けるか、14日間の自宅待機の要請対象となる」と発表しています。アゼルバイジャン訪問を計画されている方は、ご自身の健康状態に十分留意してください。

(3) 関連サイト

- 新型コロナウイルス予防対策本部（アゼルバイジャン語）
<https://cabmin.gov.az/az/article/714/>
- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- 厚生労働省
 - (1) 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - (2) 水際対策の抜本的強化に関するQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

ご質問等ありましたら、電話やメールで下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

在アゼルバイジャン日本国大使館領事班

電 話：+994-12-490-7818

緊急時：+994-50-222-8063

メール：consular@bk.mofa.go.jp